

熊本県障がい者福祉施設整備費補助金に係る事前協議実施要項

(目的)

第1条 この要項は、県の区域(熊本市の区域を除く。)内における「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「児童福祉法」等に基づいて社会福祉法人等が整備する施設(以下、「障がい者福祉施設」という。)の適切な整備を図るため、国及び県の補助金を受けて障がい者福祉施設の整備(社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱(以下、「交付要綱」と言う。)で定める創設、増築、改築、大規模修繕等、スプリンクラー設備等整備、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備をいう。)事業(以下、「整備事業」という。)を行おうとする者に対し、当該障がい者福祉施設の整備事業に着手する前にその内容について事前協議を行うことを求めることとし、当該事前協議に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 事前協議の対象とする障がい者福祉施設は、交付要綱第2の2の表第3号から第9号に定めるものとする。

(事前協議書の提出期限及び記載事項)

第3条 障がい者福祉施設の整備事業を行おうとする者は、整備事業を行おうとする年度の前年度の7月末日までに、次に掲げる事項を記載した事前協議書に、当該事項を証する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1) 社会福祉法人等に関する次に掲げる事項

- ア 設立の趣旨、名称、所在地、代表者及び役員(新たに法人を設立する場合は就任予定者)の履歴
- イ 直近に終了した会計年度及び当該会計年度の直前の会計年度の決算状況(新たに法人を設立する場合は、設立代表者及び建設資金並びに償還資金の贈与予定者の預貯金に係る残高、所得状況又は納税の状況)
- ウ 直近に実施された指導監査の指摘事項及び改善状況(新たに法人を設立する場合は除く。)
- エ その他知事が必要と認める事項

(2) 障がい者福祉施設に関する次に掲げる事項

- ア 施設の種別、名称、利用定員、運営方針及び事業計画(地域との交流計画を含む。)
- イ 当該整備事業の必要性
- ウ 当該整備事業の予定地及び既存の建物並びに整備事業後の土地及び建物の状況
- エ 当該整備事業に係る資金計画、償還計画及び当該整備事業を行う年度の次年度の収支見込み
- オ 当該整備事業に係る建設資金及び償還資金の贈与予定者の預貯金に係る残高、所得状況又は納税の状況
- カ 管理者及び主要な役職に就任し、又は就任する予定の者の履歴
- キ 耐震改築及び老朽民間社会福祉施設整備を行う場合にあっては、老朽度数又は現存率

- ク 当該整備事業の予定地を管轄する市町村長の意見
 - ケ スプリンクラー設備等整備を行う場合にあつては、所管する消防本部長の意見
 - コ その他知事が必要と認める事項
- 2 前項の事前協議書の様式については、別に定める。

附 則

- この要項は、平成26年5月16日から施行する。
- この要項は、平成28年6月 8日から施行する。
- この要項は、平成29年6月16日から施行する。
- この要項は、平成30年6月13日から施行する。
- この要項は、令和元年6月5日から施行する。
- この要項は、令和2年6月19日から施行する。